

助け合い 生きる安心 社会保険

# 社会保険 しまね

平成30年 11月号

No.818

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

浄善寺の大イチョウ(島根県大田市)

遠くからでも目に飛び込む、高さ20mの大木。樹齢は600年を越えます。  
落葉すると、樹下はまるで黄色の絨毯を敷き詰めたようになります。

## 新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。



対象者

- ① 新任担当の方
- ② 新規加入事業所の方
- ③ その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地区	開催日	時間	会場
松江	12月5日(水)	13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)※
出雲	12月6日(木)		出雲市民会館(302研修室)
浜田	12月14日(金)		サンマリン浜田(研修室)

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

## 電子媒体申請から電子申請への変更をご検討下さい

日本年金機構では電子申請の利用を推進しております。現在、電子媒体申請に利用しているCSVファイルを電子申請の際に活用し申請することができます。電子申請をご利用いただきますと郵送や窓口持参などの経費や時間のコストを削減することができます。電子媒体申請を行っている事業所様におかれましては、電子申請への変更を是非ご検討願います。



## 日本年金機構ホームページのご案内

<https://www.nenkin.go.jp/>

「電子申請(e-Gov)」は、総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです。年金事務所に行う各種申請手続きをご自宅パソコンからオンラインで行うことができるサービスです。

### 電子申請(e-Gov)のメリット

いつでも

- 電子申請なら時間にとらわれず24時間届出できます。
- 夜間や休日でも届出できます。

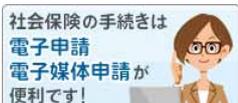
どこでも

- 電子申請なら自宅や職場などインターネットを使ってどこでも届出できます。

時間  
コスト削減

- 届出する際の移動時間や待ち時間がありません。
- 郵送コスト等の削減が期待できます。

▶ 申請方法などの詳細は日本年金機構HPから「e-Govサイト」にてご確認ください。



### デモンストレーション動画

電子申請のメリットや申請の方法等について、申請画面等を用いて説明した動画を用意しておりますので、ご覧ください。

#### 電子申請デモンストレーション動画

約16分27秒  
(YouTube厚生労働省チャンネル)

#### シーン1

社会保険の手続きにおける電子申請の紹介(0分00秒~)

#### シーン2

電子申請を始めるにあたって(4分58秒頃~)

#### シーン3

実際の届書入力方法についての紹介(8分52秒頃~)

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

# 定期健康診断(事業者健診) 結果の提供をお願いします。

従業員の健康増進に!

保険料率引き下げに!

- 協会けんぽでは、40歳以上の従業員の皆さまの健康をサポートするため、定期健康診断結果の提供をお願いします。
- 提供いただいた健診結果に基づき、生活習慣病になるリスクが高いと判断された方には、経験豊富な保健師・管理栄養士が「**無料**」で生活習慣改善の支援(特定保健指導)を実施いたします。
- 「**インセンティブ制度**」<sup>(注)</sup>の指標となっている特定健診等の受診率にも反映することができ、皆さまの**保険料率引き下げ**にもつながります。

(注)平成30年度よりスタートした新制度。支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の行動を5つの評価指標に基づいて評価し、その結果が上位過半数となる支部にはインセンティブ(報奨金)を付与し保険料率が引き下げとなる。



## 対象者は次の2点両方に該当する方

40歳～74歳の協会けんぽに加入する被保険者

協会けんぽの生活習慣病予防健診以外の定期健診受診者

## 事業者健診(定期健診)結果提供の流れ

同意書の様式は郵送でお送りしますので、下記までご連絡ください。

対象者の方と面談させていただくためのご都合をお伺いします。

1



健診結果提供の「同意書」を協会けんぽへ提出

2



協会けんぽが、健診機関または事業所から健診結果を取得

3



事業所へ保健指導のご案内

4



特定保健指導で健康づくりをサポート

- 協会けんぽが取得する検査項目は特定健診項目のみです。
- 協会けんぽと契約している健診機関をご利用されている場合は、「①同意書提出」のみでお手続きは完了します。
- 契約外健診機関の場合は、事業所で保管されている健診結果票のコピーを提供いただくこととなりますので、別途ご連絡いたします。

## 協会けんぽでは、より多くの方から事業者健診結果を提供いただくため、業務の外部委託を行っています。

ご連絡させていただいた際にはご対応のほど、よろしくお願いいたします。

委託先の事業者 株式会社エム・エイチ・アイ(東京都新宿区高田馬場4丁目39番7号)

協会けんぽ島根支部ホームページ

協会けんぽ島根

検索

制度に関するお問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部 保健グループ TEL.0852-59-5204

助成事業

## 冬期助成事業は12月1日開始です。

ボウリング・スケート・温泉利用など



助成事業の対象は、平成30年度の社会保険協会費を納めていただいている会員事業所の被保険者及び被扶養者の皆様です。

今月の「社会保険しまね(11月号)」に同封してお送りした利用助成券をご活用ください。

ご報告

## 平成30年度「健康保険給付実務講座」が終了しました

今年度が初めての開催となったこの講座は、「社会保険の事務手続」をテキストとして健康保険の給付実務について解説させていただきました。

講座では、1日目に制度の概要(どんなときにどんな給付が受けられるか等)、2日目に支給申請書の書き方などを説明いたしました。特に、2日目の勤務状況等の具体例を用いた傷病手当金支給問題の解説や、実際に傷病手当金申請書類の作成では、「理解度が測れた。書類作成で、実務に近い経験ができた。」と、たいへん好評でした。

今回は、松江、出雲、浜田、益田の各会場合計で163名の方々に受講していただきましたが、当初の予定定員数170名を大きく上回る222名の方々に受講申し込みをいただいたため、多数の方々の受講申し込みをお断りすることとなり申し訳ありませんでした。



募集

## 「社会保険事務初任者講座」のお知らせ

社会保険事務経験が原則1年未満の担当者の方を対象に、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について、平成30年版「社会保険の事務手続」をテキストに、ポイントを絞って解説いたします。

**会場** くにびきメッセ401会議室(松江市学園南)

**期日** 平成31年1月16日(水)、23日(水)、30日(水)の3日間に分けて実施

**時間** いずれの日も13時30分~16時30分まで ※原則3日間受講願います。

**締切** 平成30年11月30日 **講師** 現在調整中

**定員** 34名(応募は、1事業所1名でお願いいたします。)

**費用** 会員事業所の方は無料です。非会員事業所の方の受講料は、「社会保険の事務手続」込みで3,000円です。

● 下記申込書または、ホームページに掲載する  
受講申込書により、FAXでお申し込みください。

お申し込みはFAXで

送信先FAX番号 0852-27-5068

受講者氏名			経年数	年	月
事業所記号	—		記入例 01-いろは、松-いろは、01-ABC		
事業所名 〒 所在地			会員事業所ですか? (はい・いいえ)		
電話番号	FAX番号			社会保険委員ですか? (年金委員・健康保険委員)	

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

## 社|会|保|険|しまね

発行者/(一財)島根県社会保険協会  
TEL.0852-27-5059  
文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、  
全国健康保険協会島根支部

2018.11.15発行

通巻818号

※次回の発行については平成31年1月を予定しています。